

近隣にお住まいの皆様

## 住宅宿泊事業開始のお知らせ

以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、墨田区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり事前周知を行います。

事業の用に供する 住宅の所在地	墨田区 横川 五 丁目 7 番 4 号 2階	
住宅宿泊 事業者	住 所	墨田区吾妻橋1-23-20
	氏 名	墨田 太郎
	連 絡 先	03-5608-1111
住宅宿泊 管理業者	住 所	墨田区吾妻橋1-23-20
	氏 名	株式会社 (代) ○○ ○○
	連 絡 先	03-
住宅宿泊事業を開始し ようとする日	令和6年4月1日	
住宅宿泊事業開始後の 緊急時連絡先	03- 担当者：○○ ○○	
苦情への対応方法	・ 緊急時連絡先に電話をいただければ、深夜早朝を問わず、常時対応します。 ・ 必要に応じて施設に急行し、対応を講じます。	

住宅宿泊事業法第9条第1項に基づき、宿泊者に対して以下のとおり説明を行い、周辺地域の生活環境に配慮して営業を行います。

騒音の防止のために 配慮する事項	・ 大声で騒がない。 ・ 早朝や夜間にはキャリーケースを引いて歩かない。
ごみの処理に関し 配慮すべき事項	・ ごみは、施設内の所定の場所に置いておく。 ・ 公共の場所にポイ捨てしない。
火災の防止のために 配慮すべき事項	・ ガスコンロの使用法、注意事項を説明する。 ・ 消火器の使用法、消防署への通報方法等を説明する。
喫煙に関して 配慮すべき事項	・ バルコニーでは喫煙しない。 ・ 歩行喫煙、路上喫煙をしない。
その他配慮すべき事項	・ 性風俗サービスを利用しない。